

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 56 年\*月に夫を亡くし、遺族年金を受給したことにより、年金の有り難さを実感していたため、国民年金保険料は納期限に遅れても必ず納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ 3 か月、合計 6 か月と短期間である上、申立人は、昭和 40 年 6 月 29 日に国民年金被保険者資格を取得して以降、60 歳に至るまでの国民年金加入期間において、申立期間を除き未納は無い。

また、申立人は、「遅れても必ず国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録によれば、過年度納付されている期間が確認でき、未納にならないように納付していた状況がうかがえる上、当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、各申立期間の前後の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の保険料のみを未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年5月まで  
私は父親にお金を渡し、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

父親は、私が20歳の時から国民年金保険料を納付しているのに、申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月に両親と共に一家でA町（現在は、B市）に転入しているところ、同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、保険料の追納の欄に「44.4、1年2月分」と記載されており、検認記録の欄の44年4月、45年4月及び同年5月に㊦の押印があることが確認できる。これについてB市では、「1年2か月分の保険料が『追納』ではなく『納付』された記録を記載したものと考えられ、この記載から、㊦の押印は、44年度の1年分と45年4月及び同年5月の2か月分の納付があったことによるものと推察される。」と回答していることから、A町に転入後に父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと推認される。

また、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、昭和46年10月21日に作成されたことが確認でき、当該時点において申立期間の国民年金保険料は、附則第13条による特例納付が可能であったと考えられる。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の弟についても、昭和46年4月から49年3月までの36か月分の保険料が、48年12月24日に一括納付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 3 月から平成 9 年 11 月まで株式会社Aとその関連会社であるB株式会社に勤務していたが、株式会社AからB株式会社への異動時期である申立期間の加入記録が抜けているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに元事業主及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 63 年 4 月 1 日に株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける昭和 63 年 2 月のオンライン記録から 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は存在しないが、担当部署が法令規則に従い適正に諸手続を行っていたことから、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除し、納付していたと主張するが、この主張を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、株式会社Aにおける資格喪失日については、事業主が資格喪失日

を昭和 63 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成元年10月から同年12月までを47万円、2年1月から同年9月までを53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年10月1日まで

私のA株式会社での勤務期間のうち、申立期間については、標準報酬月額が平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年9月までは53万円で記録されるべきところ、それぞれ6万8,000円及び8万円と記録されているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成元年10月から同年12月までを47万円、2年1月から同年9月までを53万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を納付す

る義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料は法定保存年限を過ぎ、既に廃棄済みであることから記録確認は不可能であるが、社員の給与から控除した保険料額を納付していないということは考えられないと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和19年11月27日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から18年1月28日まで  
② 昭和19年6月1日から同年11月27日まで

私は、昭和17年4月1日から19年11月26日まで、A株式会社（入社当時の社名は、B株式会社。現在は、株式会社C）D工場に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は18年1月28日から19年6月1日までとなっている。

申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人がA株式会社D工場へ入社してから退社するまでの勤務状況の説明は、具体的かつ詳細であり、同社の社史の内容とも一致しているほか、株式会社Cが保管する資料及び申立人が所持する給与袋（給与額及び保険料控除額の記載あり。）並びに手帳の記録から判断すると、申立人は、申立期間②において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A株式会社E工場において昭和18年1月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、19年6月1日に資格を喪失していることが確認できるが、同社E工場及び同社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できない上、申立人と同様にオンライン記録上、被保険者記録が確認できる複数の同僚

についても、上記被保険者名簿に記録が無いなど、双方の記録に相違がみられる。

さらに、申立てに係る事業所の記録を管理している日本年金機構は、A株式会社D工場及び同社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により焼失し、現存する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は、戦後になってから、当時在職していた者を対象に復元されたものであると考えられると回答しているところ、同名簿においては、資格取得日順に記載されておらず、訂正箇所も多い上、資格取得日から8年間も標準報酬月額の記事が無い者や、破れて氏名等が確認できないページがあるなど、同名簿の一部については、適正に復元及び管理された記録とは言い難いものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA株式会社E工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人の所持する手帳の記載から昭和19年11月27日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、昭和17年4月1日から申立てに係る事業所に勤務していたと主張しているところ、上記手帳から、18年1月22日までは、当該事業所が所在する県以外にいたことが確認される上、同年4月1日にB株式会社に入社した旨記載されている。

また、申立期間①のうち、労働者年金保険の保険料徴収が開始されたのは昭和17年6月1日からであり、当該期間のうち同年4月1日から同年5月31日までの期間は、制度上労働者年金保険の被保険者となることができない期間である。

さらに、株式会社Cは、同社が保管する資料の記載から、申立人の入社は昭和18年1月28日であると回答している。

このほか、申立期間①において、申立人が当該事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成19年12月14日の標準賞与額の記録を50万円に訂正とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

私は、株式会社Aに勤務していたが、平成19年冬期の賞与の標準賞与額が誤っているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及び株式会社Aが保管する賞与明細一覧表により、申立人は、平成19年12月14日において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、50万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与の額を誤って届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 43 年から 52 年まで、グループ会社である株式会社 A（現在は、B 株式会社に合併）と B 株式会社に勤務していた。

厚生年金保険の記録では、株式会社 A から B 株式会社に異動した時に未加入の期間があるが、厚生年金基金の記録では未加入期間が無く継続しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管する申立人の C 厚生年金基金における加入員台帳、D 健康保険組合の回答及び B 株式会社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 47 年 5 月 1 日に株式会社 A から B 株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和 47 年 4 月 30 日となっているが、申立人の当該厚生年金基金及び当該健康保険組合の資格喪失日は同年 5 月 1 日となっており、B 株式会社は、申立期間当時、資格喪失届は複写式の届出用紙を使用しており、当該厚生年金基金及び当該健康保険組合に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届出を行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年

金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和47年3月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、昭和47年6月から48年6月までは8万円、同年7月から49年6月までは10万4,000円、同年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から50年6月までは12万6,000円、同年7月から同年9月までは19万円、同年10月から51年6月までは18万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月から52年6月までは20万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から52年7月1日まで

私は、昭和44年5月20日から53年12月30日までの期間、A株式会社B工場に勤務した。毎年、昇給していたにもかかわらず、私の標準報酬月額が47年6月から52年6月までの期間、8万円と全く給与の変化が無いことに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金の加入者台帳によると、申立期間における申立人の標準報酬月額は昭和47年6月から48年6月までは8万円、同年7月から49年6月までは10万4,000円、同年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から50年6月までは12万6,000円、同年7月から同年9月までは19万円、同年10月から51年6月までは18万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月から52年6月までは20万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人がA株式会社B工場において被保険者資格を取得した昭和44年5月20日から47年6月1日までの期間及び52年7月1日から53年12月31日までの期間の標準報酬月額は、当該基金の記録と一致していることが確認できるものの、申立人に係る健康

保険厚生年金保険被保険者原票は 52 年 7 月 1 日以降の記録のみが保存されている。申立人が被保険者資格を取得した 44 年 5 月 20 日から 52 年 7 月 1 日以前の被保険者原票が保管されていないことについて、日本年金機構は、「調査・確認を行ったが、原票が存在していない理由については確認できない。社会保険事務所において保管に問題があったと推測される。」と回答している。

さらに、事業主は、賃金台帳及び社会保険関係書類の保存期間は 5 年間であるため、申立期間当時の届出書等は保存していないものの、社会保険事務所及び当該基金に対する届出は複写式の用紙に手書きで行っていたと回答している上、申立人が提出した昭和 52 年分給与所得の源泉徴収票によると、当該基金に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C 企業年金基金の加入者台帳の記録から、昭和 47 年 6 月から 48 年 6 月までは 8 万円、同年 7 月から 49 年 6 月までは 10 万 4,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月から 50 年 6 月までは 12 万 6,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 51 年 6 月までは 18 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 22 万円、同年 10 月から 52 年 6 月までは 20 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年12月26日、資格喪失日は25年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年8月から25年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A事業所に勤務した期間の記録が無かった。友人の紹介で昭和24年8月に入社し、25年3月に退職した。

会社には間違いなく勤めており、給料から厚生年金保険料を引かれていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務状況に関する申立人の申述内容及び同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは認められる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「厚生年金保険ノ記号番号」欄が空欄となっているものの、申立人の氏名で、昭和24年12月26日に資格を取得し、25年4月1日に喪失している旨の記載が確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚に照会したところ、申立人は、申立期間に確かにA事業所に勤務しており、厚生年金保険については、男性社員は全員加入していた旨の証言をしている。

加えて、日本年金機構では、申立期間において、健康保険と厚生年金保

険の適用範囲は同じであり、同一事業所の被保険者について健康保険と厚生年金保険が区分されることは無かったとしていることから、当該記載が健康保険のみの被保険者資格に係るものである理由は見当たらない。

これらのことから、A事業所の事業主は、申立人が厚生年金保険の被保険者として、昭和24年12月26日に資格を取得し、25年4月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記載から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年8月から同年12月26日までの期間については、同僚は、「厚生年金保険に加入するまでの間は、見習期間だと思った。」と証言していることから、当該事業所では、必ずしも従業員全員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も所在不明のため、当該事業所の人事記録等について確認することができず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成元年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月は15万円、同年8月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月21日から同年9月4日まで

私は、昭和61年に株式会社Aに入社し、現在まで継続して同社及び同社の関連会社に勤務している。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、平成元年7月21日から同年9月4日までの期間が未加入となっていることが分かった。

上記の期間について、株式会社Aに勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している申立人に係る平成元年分の所得税源泉徴収簿及び発令控並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る所得税源泉徴収簿に記載された給与月額、保険料控除額及び平成元年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年7月は15万円、同年8月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格

喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間当時、専門学校に在学中であったが、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、専門学校在学中に申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月 29 日に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金への加入は任意であったため、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は、保険料の納付ができない未加入期間となっていることが推認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月から57年3月まで  
申立期間は大学生であったが、20歳になった昭和55年3月頃に、母親が、A町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和55年3月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけであり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親から聴取したところ、申立期間当時は、国民年金の加入手続きや家族の国民年金保険料の納付は申立人の父親が行っていたと述べている上、父親は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人の兄についても学生であったとされる当時は、国民年金の未加入期間とされている。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月まで  
昭和 55 年度の国民年金保険料は口座振替で前納しているのに、途中で脱退を申し出るはずはなく、還付金を受け取った記憶も無い。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に国民年金を脱退した記憶は無いと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳には、国民年金被保険者資格を昭和 55 年 10 月 21 日に喪失した記載が確認でき、それ以降の資格取得及び資格喪失の記載は無いことから、同年 10 月 21 日に申出により資格喪失の手続が行われたものと推認される。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びB市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は、昭和 55 年 10 月 21 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失しており、その後、57 年 4 月 8 日に同資格を再取得するまでの期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の所持するA市の国民年金保険料振替済通知書によれば、申立人の昭和 55 年度の国民年金保険料は、昭和 55 年 4 月 30 日に口座振替により前納されていることが確認できるものの、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、同年 10 月から 56 年 3 月までの保険料は、

資格喪失により同年6月29日に還付決定されたことが確認でき、還付金額は適正であるなど、この還付に係る一連の事務処理に不自然な点はうかがえない。

加えて、申立人が所持している領収証書により、申立期間後の昭和58年度及び59年度の保険料が、口座振替によらず納付書により納付されていることが確認できることから、申立期間に任意加入被保険者資格を喪失したことにより、口座振替による収納が行われなくなったものと推認される。

その上、申立人が、申立期間のうち昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、申立期間のうち56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から50年10月1日まで  
② 昭和53年10月1日から54年8月1日まで  
③ 昭和55年10月1日から57年3月1日まで  
④ 昭和57年3月1日から同年7月1日まで

申立期間①から③までについて、私は、A株式会社に勤務していたが、昭和45年4月から50年9月までの期間は10万円以上、53年10月から54年7月までの期間は23万円ぐらい、55年10月から57年2月までの期間は25万円ぐらいの給料だったと思う。

申立期間④について、私は、A株式会社から異動し、株式会社Bに勤務していたが、昭和57年3月から同年6月までの期間は25万円ぐらいの給料だったと思う

申立期間の標準報酬月額が支給された給料よりも低くなっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人が勤務していたA株式会社は、当時の書類が無いため申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については不明であると回答している。

また、申立人の標準報酬月額と、申立人と同様に当該事業所で勤務していた3名の同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額と同額である期間もあり、申立人の標準報酬月額のみが低く届けられていた状況は認められない。

申立期間④について、申立人が勤務していた株式会社Bは、平成21年

12月に解散していることから、当該事業所の元事業主に照会したが回答を得ることはできなかった。

また、申立人と同様にA株式会社から株式会社Bに異動した12名について、株式会社Bの資格取得時における標準報酬月額を確認したところ、事業主及び役員となった2名を除き、A株式会社の資格喪失時の標準報酬月額とおおむね一致しており不自然さはない。

さらに、各申立期間において、A株式会社及び株式会社Bにおける申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、標準報酬月額の記録を訂正した記録は無く、不自然な処理はない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 1 月 6 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 25 日まで A 株式会社（現在は、株式会社 B）で事務員をしていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。48 年 11 月に入院して健康保険証を使用したことも覚えているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社に入社した経緯に関する記憶及び申立人が記憶する同僚について厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 B は、申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務状況については不明であると回答している上、オンライン記録によれば、A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 50 年 1 月 6 日からであり、同日以前に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A 株式会社の事業主及び申立人が記憶している元同僚が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人と同様に昭和 50 年 1 月 6 日であり、同日以前に同社で厚生年金保険の被保険者となった者は見当たらない。

さらに、A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 50 年 1 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 25 日に資格を喪失しており、当該被保険者記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、昭和 48 年 11 月に入院し健康保険証を使用したとし

ているところ、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同年 11 月 19 日に夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年3月1日まで

私は、申立期間にA株式会社に勤務していたが、年金記録上の標準報酬月額と申立期間に支給された給与額とに相違がある。

標準報酬月額が申立期間の前の期間に比べて極端に低くなることはあり得ず、ほかの従業員の記録との取り違え、又は入力の違いと思われるので確認をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間当時同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、申立期間当時の給与及び社会保険事務関係については、外部委託していたので詳しい状況について不明であると回答している。

しかしながら、申立期間においてA株式会社で厚生年金保険の加入記録がある元従業員は、申立人が給与及び社会保険事務関係を担当していたと思うと回答している。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）におけるほかの従業員の記録との取り違え等の誤りであると主張しているが、オンライン記録によれば、A株式会社で平成5年4月に標準報酬月額の改定があるのは、申立人のみであり、申立人が主張する入力の違い等によるものとは考え難い上、申立期間の標準報酬月額を遡及して訂正するなどの不自然な記録は見当たらない。

さらに、申立人及びA株式会社が閉鎖した当時の事業主は、当該事業所の賃金台帳等は保管していないと回答していることから、申立人の主張す

る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月頃から同年 9 月頃まで

私は、申立期間について有限会社Aに配達員として勤務していた。年金加入記録の確認通知が来た時、申立期間当時の事業主に電話で確認したところ、6 か月は厚生年金保険に加入していると即答された。有限会社Aが、当時のB協同組合（現在は、協同組合C）にお金を渡し、厚生年金保険に加入させてもらっていたと当時の事業主から聞いたので厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの当時の事業主の証言及び当該事業所における申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 46 年 8 月 2 日であることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、有限会社Aが、当時のB協同組合にお金を渡し、厚生年金保険に加入させてもらっていたと当時の事業主から聞いたとしているところ、B協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

また、有限会社Aの当時の事業主は、B協同組合を通じて厚生年金保険に加入していたのか等について「賃金台帳等の資料は無く、全く分からない。」旨証言している上、オンライン記録によると、当時の事業主は申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、協同組合Cは、有限会社AがB協同組合の組合員であったか否か、また、組合員である個人商店の従業員をB協同組合で厚生年金保険に

加入させる取扱いをしていたか否かについて、当時の資料は保存されておらず不明とし、「複数の元従業員（当時の経理担当者を含む。）に当たったが、明確な情報は得られなかった。」旨回答している。

加えて、申立人は、当時、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、厚生年金保険料については事業主が全額支払っていたとしているが、それを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月から平成 2 年 4 月までの期間、A 株式会社に勤務し、家業を継ぐために同社 B 支店にて退職した。退職日は分からないが、同年 4 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成 2 年 4 月 25 日となっているところ、雇用保険の加入記録をみると、当該事業所における離職日は、同年 4 月 15 日となっていることが確認でき、申立期間の加入記録は見当たらない。

また、当該事業所の複数の同僚等及び退職時の支店長に照会したが、複数の同僚等は申立人の退職日については覚えていないとしており、退職時の支店長からは回答が得られなかったことなどから、申立人の勤務期間について特定することができなかった。

さらに、当該事業所は、平成 14 年 12 月 31 日に解散しており、複数の元代表取締役等に照会を行ったが、申立人の勤務期間及び保険料控除等については不明としている上、同事業所の清算人も、社会保険関係資料及び賃金台帳等の資料は無い旨回答していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から54年6月15日まで  
② 昭和58年3月25日から同年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日から54年6月15日まで、有限会社Aに勤務したが、厚生年金保険は未加入となっている。

また、B株式会社勤務を経て、昭和54年10月1日から58年3月末まで、C株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入は同年3月25日までとなっている。

双方の事業所に勤務した申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D健康保険組合の加入記録から、少なくとも昭和44年9月10日から54年6月15日までの期間について、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間①について、国民年金の被保険者となっており、申請免除期間（昭和49年4月から51年3月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間）及び未納期間（昭和37年10月から39年3月までの期間）を除き、全て国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和42年6月21日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間のうち、36年4月1日から42年6月20日までの期間は適用事業所ではなかった期間である。

さらに、D健康保険組合の加入記録によると、申立人は、昭和44年9

月 10 日から 54 年 6 月 15 日までの期間、当該健康保険組合の第 2 種組合員（日雇労働者）となっていることが確認できる。

加えて、有限会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、当該事業所は、平成 5 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も他界していること等から、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

申立期間②について、C 株式会社は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日である昭和 58 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の健康保険証の返納年月日が昭和 58 年 3 月 29 日となっていることが確認できる上、被保険者資格の喪失日が遡及して訂正されている等の不適切な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、当該事業所の事業主の所在が不明となっていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間②は国民年金の被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月3日から3年3月10日まで  
私は、平成元年7月3日から3年3月10日までの期間、A株式会社B支店（現在は、C株式会社B支店）のパートタイマーとして勤務した。当時の給与明細書は保管していないが、社会保険に加入できる条件で入社したはずであり、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した従業員台帳から、申立人が申立期間のうち、平成元年7月3日から3年2月10日までの期間、A株式会社B支店にパートタイマーとして勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「当時、パートタイマーは厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、上記従業員台帳から当該事業所において昭和63年5月10日から平成2年3月28日までの期間に入社した33名のうちパートタイマーは20名確認することができるが、全員が厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、申立人から提出された労働契約書及びパートタイマー労働条件通知書によると、社会保険加入については契約条項の中に含まれていないことが確認できる上、当該事業所が加入するD厚生年金基金に照会したが、申立人の加入記録は確認できなかった。

さらに、申立期間は、国民年金の加入期間となっており、平成元年4月から2年3月までの期間は申立人の夫と同様に申請免除期間、同年4月から同年10月までの期間は国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から30年4月まで

私の厚生年金保険加入期間について照会したところ、株式会社Aで昭和24年1月4日資格取得、26年7月1日資格喪失となっており、申立期間の記録が無いとの回答があった。私は、24年1月から30年4月まで継続して勤め、工場が別の場所にできるということで通勤が大変だと思い、工場ができる前に同社を退職した。同一事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおいて工場が新設されるのを契機に退職したとしているところ、当該事業所で昭和25年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、「工場が新設されたのは私が勤めた翌年の昭和26年である。」と証言しており、オンライン記録における申立人の当該事業所に係る資格喪失日とおおむね一致している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できる同僚二人に照会したが、申立期間における申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、当該事業所の人事記録等について確認することができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月から36年2月1日まで

A株式会社及び子会社のB株式会社に勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、A株式会社で昭和36年2月1日に資格取得、37年5月3日に資格喪失となっている旨の回答をもらった。

私は、昭和37年2月に退職するまで、2年間は勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に入社した時及び同社を退社した時の出来事を詳細に説明しているものの、入社した年及び退社した年については、2年間は勤務したと主張するのみで具体的に記憶しておらず、当初主張していた退社した年は、当委員会が事実確認を行う過程で1年相違していることが判明するなど、記憶に不明確な点が見受けられる。

また、申立人が同時期に入社試験を受けたとして名前を挙げた同僚に照会したところ、当該同僚は、「申立人と同時期に入社試験を受けた記憶があり、自分は昭和36年3月に入社した。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元取締役等に照会したが、申立人に係る人事記録等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が、A株式会社の子会社であるB株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた可能性も考慮して調査を行ったが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和37年3月26日であり、申立期間に適用事業所となっていた事実は確認で

きない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで

私は、有限会社Aに係る厚生年金保険の記録を確認したところ、平成 12 年 4 月までは 59 万円であった標準報酬月額が、同年 5 月から 14 年 7 月までは 9 万 8,000 円に下がっていることが分かった。

私は、平成 12 年及び 13 年の給与の額に変動は無かったと確信しており、給与の支給額が確認できる資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 12 年 5 月から同年 9 月までは 59 万円、同年 10 月以降は 62 万円と記録されていたところ、14 年 6 月 4 日付けで、12 年 5 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、同社が適用事業所に該当しなくなった 14 年 8 月 1 日まで継続していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役となっている上、当該事業所で申立期間に厚生年金保険に加入している 9 名に照会したところ 5 名から回答があり、5 名全員が申立人は代表取締役の業務に従事していたとしている。

また、申立人は、申立期間当時の社会保険事務所（当時）への届出について、外部の者に委託していたかもしれないとしているが、当該事業所の業務に関与していた外部の者は、「有限会社Aの社会保険の手続や給与の計算は手伝っていなかった。」としている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届には、事業主及び全喪後の連絡先の欄に申立人の氏名及び代表者印が確認できる。

さらに、申立人は、有限会社Aには社会保険料の滞納があり、この件で、社会保険事務所（当時）の職員と話をした記憶があると述べていることから、申立人が同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 15 年 9 月 3 日まで  
年金記録を確認したところ、私が「有限会社A」において厚生年金保険の被保険者となった昭和 63 年 6 月 1 日から平成 15 年 9 月 3 日までの期間について、社会保険事務所（当時）へ届けられている標準報酬月額と、実際に支払われている報酬が相違していることが分かった。

それに加えて、平成 12 年 4 月からは、事業主が負担すべき厚生年金保険料も、個人で負担していた。

これらの事実から、私の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と実際の報酬額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人が所持している平成 9 年 10 月及び同年 11 月、12 年 1 月から同年 11 月までの期間、並びに 13 年 9 月から 15 年 8 月までの期間の有限会社Aに係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録を確認したところ、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間のうち、平成12年4月から15年8月までの期間について、申立人は、「厚生年金保険料の事業主負担分を個人で負担することになったが、個人負担額が増えても厚生年金保険に加入していた方が有利と考えたため、それに同意した。」と述べているところ、申立人が所持している12年4月から同年11月までの期間及び13年9月から15年8月までの期間の給与明細書、並びに12年4月の給与支給時に事業主から配布されたと見られるメモによると、給与明細書の「その他」の項目において、本来、事業主が負担すべき健康保険料及び厚生年金保険料の合計額が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間に有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者であった者に照会したところ、1名が申立人と同様の証言をしており、「事業主負担分の厚生年金保険料を個人で負担することに納得できない人は、脱退して国民健康保険に加入した。」と述べている。

これらのことから、申立人は、給与明細書の「その他」の項目で控除されている金額が事業主負担分の保険料であることを認識していたものと認められ、これを給与から控除されることについて容認していたと判断できる。このため、被保険者が負担すべき厚生年金保険料額は、同明細書の「厚生年金」の項目に記載されている金額のみであると認められることから、「その他」の項目で控除されている保険料は、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。